

# アステックコンサルティング 社員教育サポートクラブ 加入申込書

加入のお申し込みは

## FAX06-6390-5023

までご送信ください。

株式会社アステックコンサルティング 御中

加入申し込みにあたっての同意事項および会員規約に同意し加入を申し込みます。

申込日	20 年 月 日 ( )				
開始月	20 年 月 開催の研修より利用開始を申し込みます。				
登録情報	会員区分	<input type="checkbox"/> 定額制会員			<input type="checkbox"/> 従量制会員
	売上高区分	30 億円未満	60 億円未満	100 億円未満	売上高区分なし
	月会費	<input type="checkbox"/> 31,500 円	<input type="checkbox"/> 52,500 円	<input type="checkbox"/> 84,000 円	<input type="checkbox"/> 0 円
	入会金	<input type="checkbox"/> 52,500 円	<input type="checkbox"/> 52,500 円	<input type="checkbox"/> 52,500 円	<input type="checkbox"/> 52,500 円
	月会費 支払方法	<input type="checkbox"/> 毎月分を銀行口座自動振替 <input type="checkbox"/> 6ヶ月分を一括前払いの銀行振込			
会社情報	住所	〒			社印
	会社名	フリガナ			
	代表者 役職・氏名	フリガナ			
	電話		FAX		
	売上高	億円	資本金	百万円	社員数
申込 担当者 情報	連絡先	〒			
	担当者 氏名	フリガナ	部署 役職		
	電話		FAX		
	担当者 メール	@			

### ■お申し込み時のご注意

- ① 加入にあたっては、「加入申し込みにあたっての同意事項」と「会員規約」を必ずご確認ください。
- ② 申込書はコピーを1部とり控として保管願います。
- ③ 各研修のお申し込みは、申込担当者様が窓口となってHPよりお申し込みください。受講票は申込担当者様宛にメールで送信致します。
- ④ 同業の方のお申し込みはご遠慮ください。

会員区分	定額制会員			従量制会員	非会員
売上高区分	30 億未満	60 億未満	100 億未満	なし	なし
月会費	31,500 円	52,500 円	84,000 円	0 円	0 円
入会金	52,500 円				0 円
受講料(1日)	0 円	0 円	0 円	15,750 円	26,250 円
受講料(半日)	0 円	0 円	0 円	8,400 円	13,650 円

(税込)

### ■お申し込みの流れ



## 株式会社 アステックコンサルティング「社員教育サポートクラブ」事務局

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 3-23-16(セントランドビル 8F) TEL 06-6101-0134 FAX 06-6390-5023

弊社 使用欄							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

## 【加入申し込みにあたっての同意事項】

### 第1条 加入申し込み

1. 加入申し込みは、当社が提示する所定の手続きに従って行って下さい。
2. 加入申込書が当社に到着し、入会金と会費が入金された段階で加入申し込みが成立し、当サービスの利用が可能となります。また口座振替を行う場合には預金口座振替依頼書の到着を待って加入申し込みが成立します。
3. 当サービスの目的に合致しないと当社が判断した場合には、加入が承認されない場合があります。
4. 尚、定額制会員サービスについては中小企業振興を目的としており、原則として売上高100億円未満の企業を対象としています。また、売上高規模によって料金体系を分け、会費を定めます。

### 第2条 会員資格

1. 会員・利用者はその資格や地位を第3者に譲渡、貸与することは出来ません。
2. 会員には定額制会員と従量制会員を設け、それぞれ定められた範囲の中でサービスを利用できます。
3. 会員資格は、定額制会員はサービス開始日より6ヶ月、従量制会員はサービス開始日より12ヶ月とし、その後退会の申し込みがない限り自動継続を行うものとします。

### 第3条 会費の支払い

1. 口座振替の場合、初回会費の発生月は加入申込書を当社が受領した日によって当月もしくは翌月、またはサービスの利用を開始した月のいずれかになります。また2回目以降の会費の徴収は毎月口座振替で行います。
2. 支払いを銀行振り込みにより行う場合は、当社より請求書を発行しますので、当月中に振り込み下さい。
3. 銀行振り込みの場合、定額制会員は6ヶ月単位での一括お支払いになります。
4. 一旦入金された入会金、会費の払い戻しは行いません。

### 第4条 受講料の支払い

1. 従量制会員は受講のたびに別途定める受講料が必要になります。
2. 従量制会員の受講料は毎月集計し、翌月に請求書を送付いたします。
3. 定額制会員であっても1研修あたりの参加人員数が多い場合など、別途受講料が必要なる場合があります。

### 第5条 会費の変更

1. 会員は毎年入会月に、その時点で所属している社員数、及び売上高を当社へ連絡するものとし、連絡がない場合は当社にて調査を実施する場合があります。
2. 当社は当社ホームページに示す料金体系表に従い、売上高の変動に応じて会費の見直しを実施します。

### 第6条 受講方法

1. 本研修において開催する各講座のスケジュールは、ホームページで告知します。
2. 本研修において開催する講座は、申込み担当者がメールその他の当社が定める方法によって実施の3日前までに予約を行うものとします。
3. 予約を受け付けた場合には当社から受講票をメール等により返信し、その受講票を持って受講者は本研修に参加することが出来ます。
4. 1研修に対して、1会員の役員および社員が受講できる人数は5名以内とします。
5. 予約した研修の受講が困難になった場合、申込み担当者は速やかにキャンセルを届け出て下さい。
6. 当社は予定していた会場が予約で満席になった場合などは、予約の受付を締め切ります。

### 第7条 実施条件

1. 会員は、当社が実施する本研修を撮影、録音など収録出来ないものとします。
2. 会員は研修の内容、及び当社が提供したレジュメ等の資料などを、本研修終了後に他に使用してはならないものとします。
3. 本研修の各実施日、実施場所、実施内容を変更する場合、会員への告知は当社ホームページで行い、会員はその変更を承諾するものとします。
4. 本研修は天候や交通事情、また担当講師の事故、体調不良などにより休講になる場合があります。

### 第8条 会員規約の遵守

加入後は当社が定める会員規約の内容を十分理解し、当該会員規約を遵守して下さい。

20110714 改5

# アステックコンサルティング 社員教育サポートクラブ 会員規約

株式会社アステックコンサルティング（以下「当社」という）は、日本国内に活動の基盤を置く中小及び中堅製造業の成長・発展及び有為な人材の育成を目的として有料研修サービス「社員教育サポートクラブ」（以下、「本研修」という）を開催する。本研修に関し以下の通り規約を定める。

## 第1条（会員及び会員規約の適用範囲）

1. 会員とは本規約を承認の上、当社規定の申し込み手続きを行い、当社が承認を行った法人及び団体とする。
2. 本研修は会員企業の役員及び従業員が利用できるものとする。（以下利用者という）
3. 本規約は当社が企画運営を行う「社員教育サポートクラブ」を通じて提供する有料研修サービスの全般について適用する。

## 第2条（会員資格）

1. 会員には定額制会員と従量制会員を設け、それぞれ定められた範囲内でのサービスを受けることが出来る。
2. 会員は当社が本規約4条及び5条に定める入会金及び会費の入金を確認した日から会員としての資格が発生し、本研修を利用できるものとする。
3. 会員・利用者はその資格や地位を第三者に譲渡、貸与することは出来ない。
4. 会員資格は、定額制会員はサービス開始より6ヶ月、従量制会員はサービス開始より12ヶ月とし、その後退会の申込みがない限り自動継続を行うものとする。

## 第3条（入会金）

1. 会員は「社員教育サポートクラブ」の入会に当たって、当社が別途定める入会金を支払う。
2. 「社員教育サポートクラブ」退会后、6ヶ月以内に再度加入する場合には入会金は免除される。
3. 当社はいかなる事由がある場合においても、入会金を会員に返金しない。

## 第4条（会費及び決済）

1. 本研修を利用する会費は別途当社が定める月額料金とする。また会員は、会費に係る消費税を負担する。
2. 会員は本研修の利用に当たり別途受講料が必要となった場合は入会金、会費の他に別途定める受講料を支払うものとする。
3. 従量制会員は受講の回数に応じて別途定める受講料を支払うものとする。
4. 会員は入会金、会費、受講料について当社が定める以下の方法で支払うものとする。
  - ①当社が指定する金融機関口座からの口座振り替えによる支払い
  - ②当社が送付した請求書に基づく銀行振り込みによる支払い。
  - ③その他、当社が指定する方法による支払い。
5. 会費を口座引き落としにより支払う場合は、毎月指定された日に当月分の会費を徴収する。
6. 会費を銀行振り込みにより支払う場合は、新たな会員資格が始まる月までに該当会員資格期間分を一括して支払う。
7. 従量制会員は毎月の受講回数に応じて発生した受講料（1ヶ月の合計額）を所定の方法にて支払うものとする。
8. 会員は当社からの書面による事前告知をもって、会費をやむなく変更せざるを得ない場合、会員はその変更を承諾する。

## 第5条（会員情報の変更等）

1. 会員は登録した会員情報に変更が生じた場合、第7条に相当する事態が発生した時は、遅滞なくその変更情報を当社に届け出るものとする。
2. 当社が社員数や売上高など登録した会員の情報の提供を求めた場合には会員は速やかに対応するものとする。

## 第6条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の事項に該当する場合、当社は当該会員の資格を取り消すことが出来る。
  - ①会員、利用者の申し込みの内容が確認できない場合又は虚偽の内容で申し込みを行った場合
  - ②入会金が支払われない場合及び会費が連続して3ヶ月支払われない場合
  - ③会員、利用者が本研修の名誉を著しく傷つけたと当社が判断した場合
  - ④会員、利用者が本研修の運営を妨害したとき
  - ⑤本規約の違反、その他の理由により会員として不適当と当社が判断した場合
2. 前項に従って会員資格が取り消された会員は、速やかに会費等の債務を一括して精算する。

## 第7条 (退会)

1. 会員が退会する場合は、退会を行う月の1ヶ月前までに当社に申し出て、所定の手続きを行うものとする。
2. 口座引き落としを行っている会員は、退会を申し出た月の翌月の引き落としを持って退会が完了する。
3. 銀行振り込みを行っている会員は、退会を申し出た月の翌月末をもって退会が完了する。
4. 前項による退会の場合、既に受領した入会金、会費等の払い戻しは一切行わない。

## 第8条 (個人情報の保護)

1. 当社は会員が申込時に記入した個人情報、及び研修参加者の個人情報について、個人情報保護方針に従い、厳正且つ適性に管理を行う。
2. 当社は下記に該当する場合には会員情報を利用することが出来る。
  - ①本研修の運営及び会員への情報提供を行う場合
  - ②当社としての各種サービスの案内を行う場合
3. 当社の適正な管理下に置くことを前提として、講師など本研修の運営に携わる者に対し、個人情報の扱いを委託することが出来る。

## 第9条 (クラブID、パスワード)

1. 当社が提供するクラブID及びパスワード等の使用・管理については理由の如何を問わず、全て会員が責任を負うものとする。
2. 当社の責によらない事由により、クラブID、パスワード等の不正使用等が発生し、会員が被害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負わないものとする。
3. 会員はクラブID・パスワード等の紛失・盗難・漏出あるいは不正使用などが発生した場合は、速やかに届け出るものとする。

## 第10条 (サービスの提供)

1. 本研修の提供内容、及び諸条件、利用手続きは別途定める
2. 当社が提供する研修の内容は、その正確性、有用性について相当の注意を持って収集した情報に基づくものであるが、当社はその内容を保証するものではない。これらの情報は利用者の自主的判断を持って利用するものとする。
3. 当社が提供する研修は、適宜見直しを行い、その一部について内容の見直し、修正、中止及び新設を行うことがある。
4. 講師、研修の内容、曜日、時間などは都合により変更する場合がある。また講師の病気、受講者数が一定数に達しない場合などは、研修の中止または延期を行う場合がある。

## 第11条 (権利の帰属)

1. 本研修で提供する情報等に関する著作権などの知的財産権は全て当社に留保する。
2. 会員及び利用者は本研修を通じて提供される情報を複製、販売、配信、出版、ホームページ上での掲載など、第三者に対して提供することは出来ない。
3. 前項は退会後であっても適用されるものとする。

## 第12条 (損害賠償及び免責)

1. 会員が本規約に反した行為又は不正な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該会員に対して損害賠償の請求を行うことが出来る。
2. 本研修の提供の遅滞、内容の変更、中止もしくは廃止、その他本講座の提供、又は提供できなかったことに伴い発生した会員の損害については、一切責任を負わない。

## 第13条 (規約の変更)

1. 当社は会員の同意なく本規約の内容を適宜変更できるものとする。
2. 本規約を変更した場合、当社ホームページに記載するほか、会員に対して適宜な方法により通知するものとする。なお規約はホームページに掲載された日をもってその効力が発生するものとする。

## 第14条 (管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠する。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## 附則

この会員規約は2010年9月1日より実施する。